

本会議 内閣委員長解任決議案

平成 30 年 7 月 18 日

国民民主党・新緑風会 浜口誠

国民民主党・新緑風会の浜口誠です。まず、冒頭、西日本豪雨で亡くなられた皆さんに衷心よりご冥福をお祈りするとともに、被災された皆さんお見舞い申し上げます。また、連日の猛暑の中、懸命に被災地で活動されている全ての皆さんに、心から敬意を表します。

私は、国民民主党・新緑風会、立憲民主党・民友会、日本共産党、希望の会の各派を代表しまして、ただいま議題となりました内閣委員長^{つばきよしよみ}柘植芳文君の解任決議案について、提案の趣旨を御説明いたします。

まず、決議案を朗読いたします。

本院は、内閣委員長^{つばきよしよみ}柘植芳文君を委員長の職より解任する。

右決議する。

以下、その理由を申し上げます。

第一は、このたびの豪雨災害に対する柘植委員長の対応についてであります。

台風 7 号および前線等によって各地で発生した「平成 30 年 7 月豪雨」による災害は、本日朝 5 時現在、222 名の死者や 17 名の行方不明者、土砂崩れや堤防の決壊、浸水を引き起こした大災害であります。気象庁が 5 日の 14 時に、大雨についての会見としては異例の緊急記者会見を行い、厳重な警戒を呼びかけておりましたが、全国各地に大きな被害が発生する事態となってしまいました。大災害に対しては一刻も早く、最優先で対応を行わなくてはなりません。このようなときは与野党の枠組みを超えて対応に当たるべきとの考えから、9 日に野党各党の党首が内閣総理大臣宛に、防災担当大臣、国土交通大臣など関係大臣が災害対策に専念できるよう、緊急の申し入れを行ったことは報道等でご承知の通りであります。特に公明党の^{いしじ けいいち}石井啓一国土交通大臣は、内閣委員会で審議中の IR 整備法、いわゆるカジノ法案の担当大臣でもあることから、被害の全容が把握できるまで法案の審議は延期し、石井大臣が災害対応に集中できる環境を整えてはどうかと、国対間や現場において何度も提案して参りました。本来であれ

ば、良識の府である本院の内閣委員長として、そして、何よりも人として、国民の命を守るために、体を張ってでも、内閣委員会の開催を中止し、政府として災害対応に全力で取り組むべきと、安倍総理や石井大臣に進言すべきであったと思います。しかしあろうことか、柘植委員長は、全国各地で甚大な被害が起き、一刻も早い対応が求められる中、カジノ法案審議の冒頭から、委員長の職権によって委員会開催を決めたのです。こうした委員会運営に、多くの国民はあきれかえったに違いありません。国民の命を無視した国会運営は、絶対に看過することはできません。

発災後、生存率が急激に低下するとされる「72時間の壁」という言葉がありますが、この言葉が示すように初動対応が何より重要です。しかし、各地の川が氾濫危険水域に達し、避難指示も出されていた5日、西村官房副長官のツイッターからも、総理や防衛大臣、法務大臣が「赤坂自民亭」と称する自民党衆議院議員の飲み会に出席していたことが明らかになっています。政府が国務大臣を本部長とする非常災害対策本部を設置したのは、気象庁の緊急記者会見から3日後であり、最初の大雨特別警報発表から約39時間後であったと報じられています。刻一刻と「72時間」が迫る中、政府の初動が後手に回ったのは、明らかです。政府として、一刻も早い災害対応が求められる中、国土交通大臣として陣頭指揮を執るべき石井担当大臣を委員会室に貼り付け、カジノ法案の審議を急いで進める必要が一体どこにあるのでしょうか。全く理解できません。国会は、カジノのためにあるのですか。カジノ法案の審議が遅れたところで誰1人命に支障は出ません。国会は、国民の命を守るために、あるのではないのですか。政府与党は優先順位の付け方を間違っています。

未だ多数の方々の安否が不明であり、多くの方が避難所での不自由な生活を強いられている中で、何故このような判断をしたのか、その理由を与党筆頭に聞けば「政府に聞いてください」と言い、石井担当大臣に質問すれば「国会の求めに応じて」と返ってきました。少なくとも9日時点での各党各会派は、法案に賛成の立場であれ、反対の立場であれ、今は委員会審議ではなく、石井大臣に災害対応に当たっていただくのがよいという考えで一致していました。全ての野党会派が協力すると申し出ているわけですから、政府与党の判断次第でどのような対応も可能だったはずですが、一体、誰がどのような理由でカジノ法案の審議を進めるべきだと判断したのでしょうか。政府与党の中で責任を押しつけ合うような姿勢は余りにも無責任であると考えます。

私は、15日に豪雨災害で被災した地域である岐阜県関市と17日に岡山県岡山市に、ボランティアに参加し、本当に微力ですが、少しでも被災者の皆さんの力になればとの思いで、活動してきました。柘植内閣委員長ご自身の地元・岐阜県でも大きな被害が発生しています。ご地元を大切に思われている、柘植委員長がご自身の意思でカジノ法案の審議を強行に進めたとは考えにくく、おそらく柘植委員長はいま、ひたすら職権でカジノ法案審議を進めた自らの対応を振り返って、自責の念に駆られていらっしゃることと拝察いたします。しかし柘植委員長は中立公平の委員長として、自らの良識に照らし合わせて委員会審議を止め、災害対応を優先させる権能をお持ちでした。この委員会審議を止めるのは、柘植委員長にしかできなかったのであり、この状況下でカジノ法案審議を強行した責任を、内閣委員長として重く受け止めていただかなければならないのであります。

第二に、IR整備法案そのものの審議状況について申し上げます。

本法案については、各種世論調査やパブリックコメントでも反対が賛成を大きく上回っています。7月14日から15日に欠けて行われた朝日新聞の世論調査でも、カジノを含む統合型リゾート実施法案を今国会で成立させるべきか尋ねたところ、「その必要は無い」が76%、「今の国会で成立させるべきだ」と答えた人が17%となっています。内閣支持層でも「必要ない」が64%、「成立させるべき」が29%であり、多くの国民が本法案を今国会で審議する必要性を感じていないことは明らかです。また、「なぜカジノが成長戦略になるのか」「なぜギャンブルが合法化されるのか」という素朴な疑問に対して、政府は納得のいく説明ができておらず、「ギャンブル依存症が増えるのではないか」という懸念も払拭することができていません。

政府はギャンブル依存症対策として、週3回かつ28日間で10回という制限を設け、入場料を徴収すると言っていますが、本当に効果があるのでしょうか。28日間で10回という入場回数制限の根拠は、連続する28日間の、有給休暇を含めた平均的な休日日数が10日程度となっていることを踏まえたものと説明していますが、休日の度にカジノに通うことができる“制限”は果たして制限と言えますか。滞在24時間を1回とカウントするため、週3回の入場で最大週6日の滞在も可能ですが、これも本当に制限と言えるのでしょうか。そもそも5日に行われた参考人質疑で、依存症対策に取り組む一般社団法人RCPGの西村代表理事は、「カジノ回数制限に科学的根拠があるとは言いがたい」と述べてお

られますが、本法案で設けられた制限は制限とも呼べないようなお粗末なものではないですか。入場料についても、政府参考人が「入場料を払わせることがバリアになると、エビデンスに基づいて立証された論文はまだない」と答弁しています。本当に効果があるかわからない回数制限や入場料を課し、実質通り放題に等しい「制限」を設けたことをもって、依存症防止措置とするのは余りにも稚拙と言うほかありません。また本法案は、カジノ事業者による貸付業務「特定金融業務」を認めています。顧客が借金をしてまでギャンブルをすることができるシステムを作るのは、多重債務やギャンブル依存症の発症を助長しかねないと繰り返し指摘されていますが、それでもこの貸付業務を認めなければいけない理由を未だに理解できません。こうした問題点を踏まえれば、IR 法案は、我が国には必要のない、ザル法・悪法と言わざるを得ません。

私たちは国会審議において、充実した審議を通じて問題点を明らかにし、解決に繋げていきたいと考えています。しかし、ここで言う「充実した審議」とは、問われたことにきちんと正面から答え、不十分な点については改めてもらうことが大前提であります。政府の主張を延々とくりかえして、ただ審議時間が経過するのを待つことではありません。国民の健康的な生活に重大な影響を与えかねない本法案を、現時点において成立させることは拙速に他ならず、職権によって委員会審議をむやみに進めた柘植委員長の委員会運営には、重大な瑕疵があると考えます。

賢明であり、いつも周りの皆さんにも配慮を忘れない、温かい心の持ち主である柘植委員長ならば、喫緊の災害対応が必要とされる状況下で、国土交通大臣でもある石井担当大臣を委員会室に貼り付け、このように内容にも大いに問題のあるカジノ法案の審議を強引に進めたのは誤りであると、本当はおわかりになっているはずです。豪雨災害によって甚大な被害が発生している中、国土交通大臣でもある石井担当大臣を災害対策に専念させることなく、このカジノ法案の審議を進めることに、どれほどの国民が納得しているとお思いでしょうか。繰り返しますが、柘植委員長は委員長職権でカジノ法案の審議を進めるのではなく、多くの人々が助けを求めているこの豪雨災害への対応を最優先させるためにこそ、自らの職権を用いるべきでありました。全ての野党会派が災害対応に専念できる環境作りに協力すると申し出たにもかかわらず、委員会を、それも全て委員長職権で強引に実施したことは許しがたい愚挙であり、判断能力に欠けたものであったといわざるを得ません。こうした悪しき前例を許すことは、名誉ある本院

に禍根を残すことになります。絶対に許されることではありません。公平公正に委員会を運営すべき委員長でありながら、政府与党と一体になってこの状況下で災害対策よりもカジノ法案審議を優先した柘植委員長は完全に信頼を失っており、もはや内閣委員会委員長として認めるわけには参りません。

以上が、内閣委員長柘植芳文君解任決議案を提出する理由であります。

議員のみなさんが、その良心に従い、本議案に御賛同賜らんことを訴え、私からの趣旨説明を終わります。ご静聴ありがとうございました。

文字数；4263字（約14分）